

○独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程

平成19年4月1日
住機規程第30号

令和5年12月5日 住機規程第50号改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 基本給（第4条－第10条）
- 第3章 諸手当（第11条－第20条）
- 第4章 給与の支給方法（第21条－第26条）
- 第5章 補則（第27条－第37条）

附則

第1章 総則

（適用）

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、この規程に定めるところによる。

（給与の決定者）

第2条 理事長は、この規程に基づいて、職員の給与を決定し、これを支給する。

（給与の区分）

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 基本給 本俸及び家族加給
- 二 諸手当 役職手当、特別都市手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当

第2章 基本給

（本俸）

第4条 職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び職責の程度並びに転勤の有無に応じて決定するものとし、本俸の月額は、基礎月額に転勤プレミアム月額を加算したものとする。

2 本俸の月額、職員それぞれの職務及び転勤の有無に応じて、次の各号に掲げる本俸表の本俸月額における等級の項に定める号俸の額とする。

- 一 総合職本俸表（別表第1）
- 二 エリア総合職本俸表（別表第2）
- 三 削除
- 四 専任職本俸表（別表第4）
- 五 エリア専任職本俸表（別表第5）

3 前項の規定にかかわらず、職員就業規則第38条第1項第1号に規定する勤務地の配慮を受けた職員のうち次の各号に掲げる者の本俸の月額は、前項各号に掲げる本俸表の基礎月額における等級の項に定める号俸の額とする。

- 一 勤務地の配慮を受けた期間が通算して3年（次号及び第3号に規定する期間中に勤務地の配慮を受けた期間を除く。）を超えて、引き続き当該配慮を受ける者
- 二 機構に採用された日から5年を経過していない者
- 三 独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第8条第2項の規定により職種の転換をした日から4年を経過した日の属する年度の年度末を経過していない者

4 第2項の各本俸表及び各本俸表の等級の項の適用される職員の範囲は、職種職位規程別表（シニアアソシエイト職を除く。）に定めるところによる。

（新たに採用した職員の本俸）

第5条 新たに採用した職員の本俸は、能力、経験年数等を勘案して決定する。

2 前項の決定について必要な事項は、理事長（第11条第1項第1号に掲げる職員以外の職員の場合は、総務人事部の事務を担当する役員（以下単に「役員」という。））がその都度定める。

（本俸表の適用変更等）

第6条 職種職位規程第8条第1項及び第2項に規定する職種の転換をする場合又は職員に適用される本俸表の等級の項が同一本俸表の他の等級の項に異動する場合における本俸の月額については、役員が実施細則に定めるところによる。

（昇給等）

第7条 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、役員が実施細則に定めるところにより上位の号俸

に昇給させることができる。

- 2 前項の場合のほか、特に必要があると認める場合においては、役員が実施細則に定めるところにより昇給させることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次条本文に定める昇給の時期以外の日に採用された職員、本俸の月額がその職員に適用される本俸表の等級の項における最高の号俸より3号俸下位の号俸から1号俸下位の号俸までの号俸である職員（その者が同一の本俸表を適用される場合に限る。）及び当該昇給の時期の前12月間において独立行政法人住宅金融支援機構職員人事考課実施規程（平成19年住機規程第26号。以下「人事考課実施規程」という。）第10条第2項に基づき能力評定を実施しなかった職員の昇給の取扱いについては、役員が実施細則に定めるところによる。
- 4 職員の本俸月額がその職員に適用される本俸表の等級の項における最高の号俸である場合には、その者が同一の本俸表の等級の項を適用される間は、昇給しない。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、別表第4及び別表第5が適用される職員については、昇給しない。

（昇給の時期）

第8条 職員（別表第4及び別表第5が適用される職員を除く。）の昇給の時期は、4月1日とする。ただし、次条の規定による昇給その他理事長が特に必要があると認める場合においては、役員が実施細則に定めるところによる。

（昇給の特例）

第9条 職員が危難を顧みず、その職務を遂行したため、死亡し、著しい障害の状態となり、疾病にかかったときその他理事長が特に必要があると認めるときは、第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、役員が実施細則に定めるところにより昇給させることができる。

（家族加給）

第10条 職員で扶養親族を有するものには、家族加給を支給する。

- 2 前項の扶養親族（以下単に「扶養家族」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で他の生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていると認められるものをいう。
 - 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満60歳以上の父母及び祖父母並びに満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
 - 四 父が死亡したとき又は父が満60歳以上であるときの満60歳未満の無職の母
 - 五 重度の心身障害者
- 3 家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に該当する扶養親族 6,500円（別表第1及び別表第2の6等級の項が適用される職員にあっては3,500円、7等級の項が適用される職員にあっては0円）
 - 二 前項第2号に該当する扶養親族 1人につき10,000円
 - 三 前項第3号から第5号までに該当する扶養親族 1人につき6,500円（別表第1及び別表第2の6等級の項が適用される職員にあっては3,500円、7等級の項が適用される職員にあっては0円）
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における家族加給の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに採用した職員に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、当該職員は、直ちにその旨を総務人事部長に対して届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 6 第2項に規定する扶養親族の認定及び第5項に規定する扶養親族に関する届出について必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第3章 諸手当

(役職手当)

第11条 役職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める職にある者に対して支給する。

一 別表第1及び別表第2の5等級から7等級までの項が適用される職員 別表第6のイに定める職

二 別表第1及び別表第2の1等級から4等級までの項が適用される職員 別表第6のロに定める職

三 別表第4又は別表第5が適用される職員 別表第6のハに定める職

2 役職手当の月額、前項第1号に該当する職員にあつては別表第6のイに定める額と、同項第2号に該当する職員にあつては別表第6のロに定める額と、同項第3号に該当する職員にあつては別表第6のハに定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(特別都市手当)

第12条 特別都市手当は、次項各号に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

2 特別都市手当の月額、本俸、家族加給及び役職手当の月額の合計額（以下「特別都市手当の基礎額」という。）に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 東京都特別区 100分の12

二 大阪市 100分の9

三 横浜市、さいたま市、船橋市及び名古屋市 100分の6

四 広島市及び福岡市 100分の4

3 第1項に規定する地域に在勤する職員がその在勤する地域（以下「在勤地域」という。）を異にして異動した場合（当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める場合に限る。）において、当該異動の直後における在勤地域に係る前項各号に掲げる割合が当該異動の日の前日における在勤地域に係る前項各号に定める割合（役員が実施細則に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で役員が実施細則に定める割合とする。以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動の直後における

在勤地域が第1項に規定する地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過する日までの間、特別都市手当の基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特例都市手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過する日までの間に更に在勤地域を異にして異動した場合その他役員が実施細則に定める場合における当該職員に対する特別都市手当の支給については、役員が実施細則に定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後2年を経過する日までの期間 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に規定する法人その他これに準ずる法人で役員が実施細則に定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であつた者が、引き続き職員となり、第2項各号に掲げる割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなつた場合において、採用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による特別都市手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員に対して、役員が実施細則に定めるところにより、同項の規定に準じて、特別都市手当を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第13条 削除

（時間外勤務手当）

第14条 職員就業規則第20条に規定する者以外の職員で時間外勤務（職員就業規則第13条第1項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）、休日勤務（職員就業規則第19条第1項に規定する休日勤務をいう。以下同じ。）又は1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務（職員就業規則第10条に規定する勤務時間の実際の合計時間が、土曜日を始期、金曜日を終期とする1週間について40時間に達した後に行う勤務をいう。以下同じ。）を行ったものに対しては、時間外勤務、休日勤務又は

1 週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

- | | | |
|---|---|----------|
| 一 | 勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下この条において「深夜時間」という。）以外である時間外勤務（第5号に掲げる勤務を除く。） | 100分の125 |
| 二 | 勤務時間が深夜時間である時間外勤務（第6号に掲げる勤務を除く。） | 100分の150 |
| 三 | 勤務時間が深夜時間以外である休日勤務（第5号に掲げる勤務を除く。） | 100分の135 |
| 四 | 勤務時間が深夜時間である休日勤務（第6号に掲げる勤務を除く。） | 100分の160 |
| 五 | 勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務及び休日勤務（職員就業規則第18条第4項に規定する日（以下「法定休日」という。）における休日勤務を除く。）のうち、前各号に掲げる勤務（法定休日における休日勤務を除く。）の合計時間が73時間に達した後に行われるもの | 100分の150 |
| 六 | 勤務時間が深夜時間である時間外勤務及び休日勤務（法定休日における休日勤務を除く。）のうち、第1号から第4号までに掲げる勤務（法定休日における休日勤務を除く。）の合計時間が73時間に達した後に行われるもの | 100分の175 |
| 七 | 1 週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務 | 100分の25 |
- 2 職員就業規則第20条に規定する者で前項第2号又は第4号に掲げる時間外勤務又は休日勤務を行ったものに対しては、時間外勤務又は休日勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に前項第2号又は第4号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給し、勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務又は休日勤務である場合は、時間外勤務手当を支給しない。
- 3 前2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸の月額、役職手当の月額及び第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び役職手当」と読み

替えて算出した特別都市手当の月額合計額（第18条の規定により寒冷地手当を支給される職員にあっては、毎年11月1日から翌年3月31日までの間は、当該手当の月額を加算した額）に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額とする。

（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（独立行政法人住宅金融支援機構宿舎規程（平成19年住機規程第32号）第5条の規定により宿舎を貸与されている職員その他役員が実施細則に定める職員を除く。）

二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（独立行政法人住宅金融支援機構宿舎規程第2条に規定する宿舎その他役員が実施細則に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又は当該職員との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額（第1号及び第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員のうち月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

二 前項第1号に掲げる職員のうち月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額

三 前項第2号に掲げる職員 第1号又は前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施

細則に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条の規定に準じて役員が実施細則に定めるところにより職員に対して支給する。

(単身赴任手当)

第17条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず配偶者との別居の事情が子の養育、家族の介護等役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により総務人事部長が認める場合は、単身赴任手当を支給することができる。

3 単身赴任手当の月額は、30,000円（役員が実施細則に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が役員が実施細則に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて役員が実施細則に定める額を加算した額）とする。

4 国家公務員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となる直前の住居から職員となった直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して役員が実施細則に定める職員に限る。）その他第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任

手当を支給する。

- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(寒冷地手当)

第18条 寒冷地手当は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第 200号）に準じて役員が実施細則に定めるところにより職員に対して支給する。

(期末手当)

第19条 期末手当は、職員（別表第4及び別表第5が適用される職員を除く。）が6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）において受けるべき本俸の月額、家族加給の月額及び第12条第2項の規定中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（職員に適用される本俸表の等級の項等が役員が実施細則に定める基準に該当する場合は、役員が実施細則に定める額を加算した額）に役員がその都度定める割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める在職期間の割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、職員が基準日において受けるべき本俸の月額、家族加給の月額及び第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（職員に適用される本俸表の等級の項等が役員が実施細則に定める基準に該当する場合は、役員が実施細則に定める額を加算した額）に役員が実施細則に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める勤務期間の割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 独立行政法人住宅金融支援機構業績連動型賞与制度実施規程（平成29年住機規程第83号）第3条に定める住宅金融支援機構業績連動型賞与制度委員会の委員長が、同規程第1条に規定する業績連動型賞与制度の実施を決定した場合は、当該決定に基づき役員が実施細則に定める方法により算出した額を、12月1日を基準日として支給される前項の額に加算し、又は同項の額から減算して支給する。

- 3 専任職本俸表又はエリア専任職本俸表が適用される職員（基準日に在職する者に限る。）のうち、基準日の属する年度の前年度の上半期及び下半期の評定期間にお

ける能力評定（人事考課実施規程第3条第3項に規定する能力評定をいう。）の評語（人事考課実施規程第7条第2項に規定する評語をいう。）がいずれもAであった者に対しては、第1項の額に30,000円を加算し、いずれもCであった者に対しては、同項の額から30,000円を減算して支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第4章 給与の支給方法

（給与の支払）

第21条 職員（次項に規定する職員を除く。次条及び第25条において同じ。）の給与は、法令又は理事長と職員の代表者との間の協定で定めるものがあるときは、その職員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨で直接職員に支払うものとする。

- 2 あらかじめ期間を定めて機構以外の法人から出向して在職している職員に対する給与の支払については、当該職員の出向元の法人と機構との間の取り決めによるものとする。
- 3 職員に対して給与の支払をする場合は、その都度、役員が実施細則に定める給与簿に必要な事項を記入するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（給与の支給日）

第22条 職員の本俸、家族加給、役職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は、当月分を毎月20日（その日が休日（土曜日、日曜日及び祝日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。

- 2 職員の時間外勤務手当は、当月分を翌月における支給定日に支給する。
- 3 職員の通勤手当は、一般職給与法第12条第8項の規定に準じて同項に規定する支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 4 職員の期末手当及び勤勉手当は、役員がその都度定める日に支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、給与の支給日に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(採用、退職等の場合の給与の支給)

第23条 月の初日以外の日において新たに採用した職員には、その日から本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。

2 月の初日以外の日において昇給等により本俸の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。

3 職員が、職員就業規則第44条若しくは第45条(第4号を除く。)の規定により退職し、又は職員就業規則第48条若しくは第49条の規定により解雇された場合には、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。

4 職員が、職員就業規則第45条第4号に該当し、同条の規定により退職した場合には、その者の退職した日の属する月の末日までの給与(時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、新たに採用した職員及び退職し、又は解雇された職員の給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(日割りによる給与の計算)

第24条 前条第1項から第3項までの規定により本俸又は役職手当を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき(同条第1項又は第2項の規定により支給する場合に限る。)又はその月の末日まで支給するとき以外のとき(同条第2項又は第3項の規定により支給する場合に限る。)は、その本俸又は役職手当の支給額は、それぞれの月額をその月の現日数から職員就業規則第18条に規定する休日を差し引いた日数で除して得た額に勤務した日数を乗じて得た額とする。昇級等により本俸の額に異動を生じた職員に係る異動前の本俸又は役職手当の支給の計算についても同様とする。

2 前項の規定により本俸又は役職手当が支給される場合の当月分の特別都市手当は、本俸又は役職手当の月額をそれぞれ前項の規定による本俸又は役職手当の額として計算した特別都市手当の基礎額に第12条第2項及び第3項に規定する特別都市手当の支給割合を乗じて得た額を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、日割りによる給与の計算に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(給与の非常時払)

第25条 職員が、支給定日前であっても、職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は死亡した場合その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるために給与の支給を請求した場合は、請求の日の属する月の初日から請求の日までの給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。

2 前項に規定する給与の額の計算に当たっては、前条の規定を準用する。

（家族加給の支給）

第26条 家族加給は、新たに採用した職員に扶養親族がある場合はその者が職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、職員について新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者又はその額を増加する要件を備えるに至った者が生じたときは、それらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を変更する。ただし、第10条第5項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後においてなされるときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始し、又はその支給額を変更する。

2 家族加給は、職員が退職し、若しくは解雇されたとき又は職員について扶養親族としての要件を欠くに至った者若しくはその額を減ずる要件を備えるに至った者が生じたときは、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を停止し、又はその支給額を変更する。

第5章 補則

（欠勤者の給与）

第27条 職員が職員就業規則第17条の規定による欠勤（以下「欠勤」という。）をした場合の当該職員に対する本俸、家族加給、役職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当（以下これらを「本俸等」という。）は、それぞれこれらの月額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額にその欠勤により勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給するものとし、当該職員が欠勤により月の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の本俸等は支給しない。

2 前項に規定するもののほか、欠勤をした職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(出勤として取り扱われた場合の特例)

第28条 前条の規定にかかわらず、職員就業規則第53条第2項、第54条第4項又は第55条第2項の規定により出勤として取り扱われた職員に対しては、本俸等の全額を支給する。

(休暇の取扱い)

第29条 職員就業規則第21条に規定する年次有給休暇、職員就業規則第24条に規定する特別有給休暇及び職員就業規則第30条に規定する生理休暇のうち有給とされる日については、本俸等の全額を支給する。

(無給休暇者等の給与)

第30条 職員が職員就業規則第26条第1項の規定による無給休暇を受ける場合の当該職員に対する給与は、これらの休暇を受け始めた日からこれらの休暇を終了する日までの間、支給しない。

2 職員が職員就業規則第26条第1項及び第27条の規定による無給休暇を受ける場合の当該職員に対する本俸、役職手当及び第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び役職手当」と読み替えて算出した特別都市手当は、第27条第1項の規定を準用する。

3 前項に規定する職員に対する家族加給、第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は全額を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、無給休暇を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(介護休業等を受けた職員の給与)

第31条 職員が職員就業規則第28条の規定による介護休業（以下「介護休業」という。）を受ける場合又は職員就業規則第28条の2の規定による介護短時間勤務（以下「介護短時間勤務」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等（寒冷地手当を除く。）は、第27条第1項の規定を準用する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業又は介護短時間勤務を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(病気休暇を受けた職員の給与)

第32条 職員が職員就業規則第29条第1項第1号の規定による療養型の病気休暇（以

下「療養型」という。)を受ける場合の当該職員に対する本俸等(第3項に規定する給与を除く。以下この条において同じ。)は、結核性疾患による療養型の場合にあっては療養型を受け始めた日から1年後の日までの間、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から6月後の日までの間、その本俸等の全額を支給し、それ以後の療養型を受けた期間については、その本俸等(本俸の月額を基礎月額とする。)の半額を支給する。

- 2 職員が職員就業規則第29条第1項第2号に規定による通院型の病気休暇(以下「通院型」という。)を受ける場合の当該職員に対する本俸等は、通院型を受ける期間にかかわらず、その本俸等の全額を支給する
- 3 療養型にあっては、療養型を受け始めた日から療養型を終了する日までの間、役職手当は支給しない。
- 4 月の初日以外の日から療養型を受け始める場合及び月の末日以外の日に療養型が終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、療養型を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(育児休業等を受けた職員の給与)

第33条 職員が職員就業規則第31条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)を受ける場合の当該職員に対する本俸等は、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの間、支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その配偶者が出産した場合で、子の出生日から8週間以内に受けた最初の育児休業(出産後8週間以内に終了するものに限る。)であつて、当該育児休業の期間から職員就業規則第18条に規定する休日を除いた日数が5日以内であるもの(以下「産後8週以内育児休業」という。)を受ける職員に対する本俸等は、全額を支給する。
- 3 育児休業を受けた職員が職務に復帰した場合においては、役員が実施細則に定めるところにより本俸の月額又は昇給を調整することができる。この場合において、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの期間の2分の1に相当する期間(産後8週以内育児休業を受けた職員にあっては、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの全期間)は勤務したものとみなす。
- 4 月の初日以外の日から育児休業を開始する場合及び月の末日以外の日に育児休業

を終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。

- 5 職員が職員就業規則第32条の規定による育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を受けた場合の勤務しなかった時間に係る当該職員に対する本俸等（寒冷地手当を除く。）は、第27条第1項の規定を準用する。
- 6 前各項に規定するもののほか、育児休業を受ける職員及び育児短時間勤務を受け
る職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（休職者の給与）

第34条 職員が職員就業規則第40条の規定により休職（以下「休職」という。）を命ぜられた場合の当該職員に対する本俸等（次項に規定する給与を除き、本俸の月額
は基礎月額とする。以下この条において同じ。）は、休職を命ぜられた日から休職
が終了する日までの間、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める割合を
乗じて得た額を支給することができる。

- 一 職員就業規則第40条第1号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 10
0分の80
 - 二 職員就業規則第40条第2号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 当
該休職期間が満1年に達するまでの期間については 100分の80、当該休職期間が
満1年に達した後の期間については100分の60
 - 三 職員就業規則第40条第3号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 次
のイ又はロに掲げる場合に依りて、当該イ又はロに定める割合
イ 結核性疾患による休職の場合 100分の80
ロ 結核性疾患による場合以外による休職の場合 当該休職期間が満1年に達す
るまでの期間については 100分の80、当該休職期間が満1年に達した期間につ
いては 100分の60
 - 四 職員就業規則第40条第4号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 10
0分の60
 - 五 職員就業規則第40条第5号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合
その都度定める。
- 2 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる職員の区
分に応じ、それぞれ当該各号に定める給与は支給しない。
- 一 前項第1号から第3号までに掲げる休職を命ぜられた職員 役職手当及び単身

赴任手当

二 前項第4号及び第5号に掲げる休職を命ぜられた職員 役職手当、単身赴任手当及び寒冷地手当

3 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、特別都市手当及び異動手当については、第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した額を支給する。

4 月の初日以外の日から休職を命ぜられた場合及び月の末日以外の日に休職が終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、休職を命ぜられた職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(懲戒の場合の給与)

第35条 職員就業規則第59条第1項の規定により減給又は停職の懲戒を行った場合の給与については、理事長がその都度定める。

(1年間の勤務時間)

第36条 この規程に定める1年間の勤務時間は、4月1日から翌年の3月31日までの間における所定の勤務時間をもって算出する。

(端数計算)

第37条 この規程による給与計算において生じた円未満の端数の計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年12月20日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程第10条第3項の規定並びに別表第1及び第2の本俸表は、平成19年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節に定める退職をいう。）をしている職員にあってはこの限りではない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第6の口の表の改正規定は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1及び第2の本俸表は、平成26年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、第2、第4及び第5の本俸表は、平成27年4月1日から適用する。ただし、この規

程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援職員機構就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあつては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程の一部改正）
- 2 独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（平成25年住機規程第32号）の一部を別紙2の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第29条及び第30条の改正規定 平成29年1月1日
 - 二 第10条第2項及び第3項の改正規定 平成29年4月1日。ただし、平成30年3月31日までの間にあつては、新規程第10条第3項中「家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とあるのは「家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、前項第2号から第5号までに該当する扶養親族のうち1人については10,000円（前項第3号から第5号までに該当する扶養親族の場合は9,000円）とする。」、同項第1号中「6,500円」とあるのは「10,000円」、同項第2号中「1人につき10,000円」とあるのは「1人につき8,000円」と読み替えて適用する。
 - 三 第10条第5項の改正規定（同項第3号及び第4号を削る部分を除く。） 平成29年4月1日
 - 四 第10条第5項の改正規定（同項第3号及び第4号を削る部分に限る。） 平成30年4月1日
- （適用）
- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「新規程」という。）別表第1、第2、第4及び第5の本俸表は、平成28年4月1日か

ら適用する。ただし、新規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援職員機構就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年12月4日から施行する。

（適用）

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、第2、第4及び第5の本俸表は、平成29年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援職員機構就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年12月4日から施行する。

（適用）

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の本俸表は、平成30年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月4日から施行する。ただし、第15条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の本俸表は、平成31年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「旧規程」という。）別表第1又は別表第2の適用を受けていた職員で、この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「新規程」という。）第4条で適用される本俸月額（以下「新本俸月額」という。）が令和2年9月30日に適用されていた本俸月額（独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第7条に規定する主任調査役（以下単に「主任調査役」という。）にあっては、当該本俸月額に25,000円を加算した額。以下この項において「旧本俸月額」という。）を下回る場合は、令和4年9月30日までの間に限り旧本俸月額を適用する。
- 3 旧規程の別表第4又は別表第5の適用を受けていた職員で、新本俸月額が令和2年9月30日に適用されていた本俸月額（旧規程の別表第5の3等級の職員にあっては100分の101を、4等級の職員にあっては100分の102を当該本俸月額にそれぞれ乗じた額。以下この項において「旧本俸月額」という。）を下回る場合は、新規程の

別表第4又は別表第5の適用を受けている間に限り旧本俸月額を適用する。

- 4 第2項の規定は、この規程の施行の日以後に職種職位規程第8条第1項及び第2項の規定により職種の転換をした職員については、転換の日以後は適用しない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、別表第1及び別表第4の適用を受ける職員で次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める日以後は適用しない。
 - 一 この規程の施行の日において、住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機第19号。以下「職員就業規則」という。）第29条第1項に規定する療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受けている職員（結核性疾患による療養型の場合にあっては療養型を受け始めた日から1年、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から6月を経過している職員に限る。）又は職員就業規則第40条に規定する休職（以下「休職」という。）を命じられている職員
この規程の施行の日
 - 二 この規程の施行の日以後に療養型を受けた職員 結核性疾患による療養型にあっては療養型を受け始めた日から1年を経過した日、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から6月を経過した日
 - 三 この規程の施行の日以後に休職を命じられた職員 休職を命じられた日
 - 四 この規程の施行の日以後に独立行政法人住宅金融支援機構セカンドステージ支援規程（平成21年住機規程第176号）第6条第1項の規定による休職（以下「セカンドステージ支援休職」という。）を命じられた者 セカンドステージ支援休職を命じられた日
- 6 新規程第4条第3項の規定は、この規程の施行の前日にセカンドステージ支援休職を命じられた職員については、適用しない。
- 7 令和2年9月30日において主任調査役であった職員が、令和2年10月2日以後に同一本俸表の上位の等級の項に異動した場合における当該異動後に適用される第2項の旧本俸月額の算出に当たっては、同項に規定する25,000円の加算は適用しない。

附 則（令和4年住機規程第68号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
（適用）

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の本俸表は、令和4年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年住機規程第50号）（抄）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

（適用）

3 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

総合職本俸表

イ 基礎月額

ロ 転勤プレミアム月額(基礎月額の15%)

ハ 本俸月額(基礎月額+転勤プレミアム月額)

等級 号俸	(単位:円)							(単位:円)							(単位:円)						
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
1	207,410	251,501	314,710	375,152	411,599	471,139	502,238	31,112	37,725	47,207	56,273	61,740	70,671	75,336	238,522	289,226	361,917	431,425	473,339	541,810	577,574
2	208,810	253,622	316,444	376,412	412,805	471,652		31,322	38,043	47,467	56,462	61,921	70,748		240,132	291,665	363,911	432,874	474,726	542,400	
3	210,210	255,743	318,178	377,672	414,011	472,164		31,532	38,361	47,727	56,651	62,102	70,825		241,742	294,104	365,905	434,323	476,113	542,989	
4	211,610	257,864	319,912	378,932	415,217	472,677		31,742	38,680	47,987	56,840	62,283	70,902		243,352	296,544	367,899	435,772	477,500	543,579	
5	213,010	259,985	321,646	380,192	416,423	473,189		31,952	38,998	48,247	57,029	62,463	70,978		244,962	298,983	369,893	437,221	478,886	544,167	
6	214,410	262,005	323,380	381,452	417,629	473,702		32,162	39,301	48,507	57,218	62,644	71,055		246,572	301,306	371,887	438,670	480,273	544,757	
7	215,810	264,025	325,114	382,712	418,835	474,214		32,372	39,604	48,767	57,407	62,825	71,132		248,182	303,629	373,881	440,119	481,660	545,346	
8	217,210	266,045	326,848	383,972	420,041	474,727		32,582	39,907	49,027	57,596	63,006	71,209		249,792	305,952	375,875	441,568	483,047	545,936	
9	218,610	268,065	328,582	385,232	421,247	475,239		32,792	40,210	49,287	57,785	63,187	71,286		251,402	308,275	377,869	443,017	484,434	546,525	
10	220,010	270,085	330,316	386,492	422,453	475,752		33,002	40,513	49,547	57,974	63,368	71,363		253,012	310,598	379,863	444,466	485,821	547,115	
11	221,410	272,105	332,050	387,752	423,659	476,264		33,212	40,816	49,808	58,163	63,549	71,440		254,622	312,921	381,858	445,915	487,208	547,704	
12	222,810	274,125	333,784	389,012	424,865	476,777		33,422	41,119	50,068	58,352	63,730	71,517		256,232	315,244	383,852	447,364	488,595	548,294	
13	224,210	276,145	335,518	390,272	426,071	477,289		33,632	41,422	50,328	58,541	63,911	71,593		257,842	317,567	385,846	448,813	489,982	548,882	
14	225,610	278,165	337,252	390,902	427,176	477,802		33,842	41,725	50,588	58,635	64,076	71,670		259,452	319,890	387,840	449,537	491,252	549,472	
15	227,010	280,185	338,986	391,532	428,282	478,314		34,052	42,028	50,848	58,730	64,242	71,747		261,062	322,213	389,834	450,262	492,524	550,061	
16	228,410	282,205	340,720	392,162	429,387	478,827		34,262	42,331	51,108	58,824	64,408	71,824		262,672	324,536	391,828	451,016	493,795	550,651	
17	229,810	284,225	342,454	392,792	430,493	479,339		34,472	42,634	51,368	58,919	64,574	71,901		264,282	326,859	393,822	451,711	495,067	551,240	
18	231,210	285,740	344,188	393,422	431,598	479,749		34,682	42,861	51,628	59,013	64,740	71,962		265,892	328,601	395,816	452,435	496,338	551,711	
19	232,610	287,255	345,922	394,052	432,704	480,159		34,892	43,088	51,888	59,108	64,906	72,024		267,502	330,343	397,810	453,160	497,610	552,183	
20	234,010	288,770	347,656	394,682	433,809	480,569		35,102	43,316	52,148	59,202	65,071	72,085		269,112	332,086	399,804	453,884	498,880	552,654	
21	235,410	290,285	349,390	395,312	434,915	480,979		35,312	43,543	52,409	59,297	65,237	72,147		270,722	333,828	401,799	454,609	500,152	553,126	
22	236,610	290,891	351,124	395,942	435,920			35,492	43,634	52,669	59,391	65,388			272,102	334,525	403,793	455,333	501,308		
23	237,810	291,497	352,654	396,572	436,925			35,672	43,725	52,898	59,486	65,539			273,482	335,222	405,552	456,058	502,464		
24	239,010	292,103	354,184	397,202	437,930			35,852	43,815	53,128	59,580	65,690			274,862	335,918	407,312	456,782	503,620		
25	240,210	292,709	355,714	397,832	438,935			36,032	43,906	53,357	59,675	65,840			276,242	336,615	409,071	457,507	504,775		
26	241,410	293,315	357,244	398,462	439,938			36,212	43,997	53,587	59,769	65,946			277,622	337,312	410,831	458,231	505,584		
27	242,610	293,921	358,774	399,092	440,342			36,392	44,088	53,816	59,864	66,051			279,002	338,009	412,590	458,956	506,393		
28	243,810	294,527	360,304	399,722	441,045			36,572	44,179	54,046	59,958	66,157			280,382	338,706	414,350	459,680	507,202		
29	245,010	295,133	361,834	400,352	441,749			36,752	44,270	54,275	60,053	66,262			281,762	339,403	416,109	460,405	508,011		
30	246,210	295,739	363,364	400,982	442,452			36,932	44,361	54,505	60,147	66,368			283,142	340,100	417,869	461,129	508,820		
31	247,410	296,345	364,894	401,612	443,156			37,112	44,452	54,734	60,242	66,473			284,522	340,797	419,628	461,854	509,629		
32	248,610	296,951	366,424	402,242	443,859			37,292	44,543	54,964	60,336	66,579			285,902	341,494	421,388	462,578	510,438		
33	249,810	297,557	367,954	402,872	444,563			37,472	44,634	55,193	60,431	66,684			287,282	342,191	423,147	463,303	511,247		
34	250,810	298,163	369,484	403,502	445,166			37,622	44,724	55,423	60,525	66,775			288,432	342,887	424,907	464,027	511,941		
35	251,810	298,769	371,014	404,132	445,769			37,772	44,815	55,652	60,620	66,865			289,582	343,584	426,666	464,752	512,634		
36	252,810	299,375	372,544	404,762	446,372			37,922	44,906	55,882	60,714	66,956			290,732	344,281	428,426	465,476	513,328		
37	253,810	299,981	374,074	405,392	446,975			38,072	44,997	56,111	60,809	67,046			291,882	344,978	430,185	466,201	514,021		
38	254,810	300,486	375,604	406,022	447,578			38,222	45,073	56,341	60,903	67,137			293,032	345,559	431,945	466,925	514,715		
39	255,810	300,991	377,134	406,652	448,181			38,372	45,149	56,570	60,998	67,227			294,182	346,140	433,704	467,650	515,408		
40	256,810	301,496	378,664	407,282	448,784			38,522	45,224	56,800	61,092	67,318			295,332	346,720	435,464	468,374	516,102		
41	257,810	302,001	380,194	407,912	449,387			38,672	45,300	57,029	61,187	67,408			296,482	347,301	437,223	469,099	516,795		
42	258,410	302,506	381,724					38,762	45,376	57,259					297,172	347,882	438,983				
43	259,010	303,011	383,254					38,852	45,452	57,488					297,862	348,463	440,742				
44	259,610	303,516	383,764					38,942	45,527	57,565					298,552	349,043	441,329				
45	260,210	304,021	384,274					39,032	45,603	57,641					299,242	349,624	441,915				
46	260,810	304,425	384,784					39,122	45,664	57,718					299,932	350,089	442,502				
47	261,410	304,829	385,294					39,212	45,724	57,794					300,622	350,553	443,088				
48	262,010	305,233	385,804					39,302	45,785	57,871					301,312	351,018	443,675				
49	262,610	305,637	386,314					39,392	45,846	57,947					302,002	351,483	444,261				
50	263,210	305,991	386,824					39,482	45,899	58,024					302,692	351,890	444,848				
51	263,810	306,294	387,283					39,572	45,944	58,092					303,382	352,238	445,375				
52	264,310	306,597	387,742					39,647	45,990	58,161					303,957	352,587	445,903				
53	264,810	306,900	388,201					39,722	46,035	58,230					304,532	352,935	446,431				
54	265,310	307,203	388,660					39,797	46,080	58,299					305,107	353,283	446,959				
55	265,810	307,506	389,068					39,872	46,126	58,360					305,682	353,632	447,428				
56	266,310	307,809	389,476					39,947	46,171	58,421					306,257	353,980	447,897				
57	266,810	308,112	389,884					40,022	46,217	58,483											

エリア総合職本俸表

イ 基礎月額

ロ 転勤プレミアム月額(なし)

ハ 本俸月額(基礎月額+転勤プレミアム月額)

等級 号俸	(単位:円)							(単位:円)							(単位:円)						
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	基礎月額
1	207,410	251,501	314,710	375,152	411,599	471,139	502,238	0	0	0	0	0	0	0	207,410	251,501	314,710	375,152	411,599	471,139	502,238
2	208,810	253,622	316,444	376,412	412,805	471,652		0	0	0	0	0	0	0	208,810	253,622	316,444	376,412	412,805	471,652	
3	210,210	255,743	318,178	377,672	414,011	472,164		0	0	0	0	0	0	0	210,210	255,743	318,178	377,672	414,011	472,164	
4	211,610	257,864	319,912	378,932	415,217	472,677		0	0	0	0	0	0	0	211,610	257,864	319,912	378,932	415,217	472,677	
5	213,010	259,985	321,646	380,192	416,423	473,189		0	0	0	0	0	0	0	213,010	259,985	321,646	380,192	416,423	473,189	
6	214,410	262,005	323,380	381,452	417,629	473,702		0	0	0	0	0	0	0	214,410	262,005	323,380	381,452	417,629	473,702	
7	215,810	264,025	325,114	382,712	418,835	474,214		0	0	0	0	0	0	0	215,810	264,025	325,114	382,712	418,835	474,214	
8	217,210	266,045	326,848	383,972	420,041	474,727		0	0	0	0	0	0	0	217,210	266,045	326,848	383,972	420,041	474,727	
9	218,610	268,065	328,582	385,232	421,247	475,239		0	0	0	0	0	0	0	218,610	268,065	328,582	385,232	421,247	475,239	
10	220,010	270,085	330,316	386,492	422,453	475,752		0	0	0	0	0	0	0	220,010	270,085	330,316	386,492	422,453	475,752	
11	221,410	272,105	332,050	387,752	423,659	476,264		0	0	0	0	0	0	0	221,410	272,105	332,050	387,752	423,659	476,264	
12	222,810	274,125	333,784	389,012	424,865	476,777		0	0	0	0	0	0	0	222,810	274,125	333,784	389,012	424,865	476,777	
13	224,210	276,145	335,518	390,272	426,071	477,289		0	0	0	0	0	0	0	224,210	276,145	335,518	390,272	426,071	477,289	
14	225,610	278,165	337,252	390,902	427,176	477,802		0	0	0	0	0	0	0	225,610	278,165	337,252	390,902	427,176	477,802	
15	227,010	280,185	338,986	391,532	428,282	478,314		0	0	0	0	0	0	0	227,010	280,185	338,986	391,532	428,282	478,314	
16	228,410	282,205	340,720	392,162	429,387	478,827		0	0	0	0	0	0	0	228,410	282,205	340,720	392,162	429,387	478,827	
17	229,810	284,225	342,454	392,792	430,493	479,339		0	0	0	0	0	0	0	229,810	284,225	342,454	392,792	430,493	479,339	
18	231,210	285,740	344,188	393,422	431,598	479,749		0	0	0	0	0	0	0	231,210	285,740	344,188	393,422	431,598	479,749	
19	232,610	287,255	345,922	394,052	432,704	480,159		0	0	0	0	0	0	0	232,610	287,255	345,922	394,052	432,704	480,159	
20	234,010	288,770	347,656	394,682	433,809	480,569		0	0	0	0	0	0	0	234,010	288,770	347,656	394,682	433,809	480,569	
21	235,410	290,285	349,390	395,312	434,915	480,979		0	0	0	0	0	0	0	235,410	290,285	349,390	395,312	434,915	480,979	
22	236,810	290,891	351,124	395,942	435,920			0	0	0	0	0	0	0	236,810	290,891	351,124	395,942	435,920		
23	237,810	291,497	352,654	396,572	436,925			0	0	0	0	0	0	0	237,810	291,497	352,654	396,572	436,925		
24	239,010	292,103	354,184	397,202	437,930			0	0	0	0	0	0	0	239,010	292,103	354,184	397,202	437,930		
25	240,210	292,709	355,714	397,832	438,935			0	0	0	0	0	0	0	240,210	292,709	355,714	397,832	438,935		
26	241,410	293,315	357,244	398,462	439,638			0	0	0	0	0	0	0	241,410	293,315	357,244	398,462	439,638		
27	242,610	293,921	358,774	399,092	440,342			0	0	0	0	0	0	0	242,610	293,921	358,774	399,092	440,342		
28	243,810	294,527	360,304	399,722	441,045			0	0	0	0	0	0	0	243,810	294,527	360,304	399,722	441,045		
29	245,010	295,133	361,834	400,352	441,749			0	0	0	0	0	0	0	245,010	295,133	361,834	400,352	441,749		
30	246,210	295,739	363,364	400,982	442,452			0	0	0	0	0	0	0	246,210	295,739	363,364	400,982	442,452		
31	247,410	296,345	364,894	401,612	443,156			0	0	0	0	0	0	0	247,410	296,345	364,894	401,612	443,156		
32	248,610	296,951	366,424	402,242	443,859			0	0	0	0	0	0	0	248,610	296,951	366,424	402,242	443,859		
33	249,810	297,557	367,954	402,872	444,563			0	0	0	0	0	0	0	249,810	297,557	367,954	402,872	444,563		
34	250,810	298,163	369,484	403,502	445,166			0	0	0	0	0	0	0	250,810	298,163	369,484	403,502	445,166		
35	251,810	298,769	371,014	404,132	445,769			0	0	0	0	0	0	0	251,810	298,769	371,014	404,132	445,769		
36	252,810	299,375	372,544	404,762	446,372			0	0	0	0	0	0	0	252,810	299,375	372,544	404,762	446,372		
37	253,810	299,981	374,074	405,392	446,975			0	0	0	0	0	0	0	253,810	299,981	374,074	405,392	446,975		
38	254,810	300,486	375,604	406,022	447,578			0	0	0	0	0	0	0	254,810	300,486	375,604	406,022	447,578		
39	255,810	300,991	377,134	406,652	448,181			0	0	0	0	0	0	0	255,810	300,991	377,134	406,652	448,181		
40	256,810	301,496	378,664	407,282	448,784			0	0	0	0	0	0	0	256,810	301,496	378,664	407,282	448,784		
41	257,810	302,001	380,194	407,912	449,387			0	0	0	0	0	0	0	257,810	302,001	380,194	407,912	449,387		
42	258,410	302,506	381,724					0	0	0				0	258,410	302,506	381,724				
43	259,010	303,011	383,254					0	0	0				0	259,010	303,011	383,254				
44	259,610	303,516	383,764					0	0	0				0	259,610	303,516	383,764				
45	260,210	304,021	384,274					0	0	0				0	260,210	304,021	384,274				
46	260,810	304,425	384,784					0	0	0				0	260,810	304,425	384,784				
47	261,410	304,829	385,294					0	0	0				0	261,410	304,829	385,294				
48	262,010	305,233	385,804					0	0	0				0	262,010	305,233	385,804				
49	262,610	305,637	386,314					0	0	0				0	262,610	305,637	386,314				
50	263,210	305,991	386,824					0	0	0				0	263,210	305,991	386,824				
51	263,810	306,294	387,283					0	0	0				0	263,810	306,294	387,283				
52	264,310	306,597	387,742					0	0	0				0	264,310	306,597	387,742				
53	264,810	306,900	388,201					0	0	0				0	264,810	306,900	388,201				
54	265,310	307,203	388,660					0	0	0				0	265,310	307,203	388,660				
55	265,810	307,506	389,068					0	0	0				0	265,810	307,506	389,068				
56	266,310	307,809	389,476					0	0	0				0	266,310	307,809	389,476				
57	266,810	308,112	389,884					0	0	0				0	266,810	308,112	389,884				
58	267,310	308,415	390,292					0	0	0				0	267,310	308,415	390,292				
59	267,810	308,718	390,700					0	0	0				0	267,810	308,718	390,700				
60	268,310	309,021	391,108					0	0	0				0	268,310	309,021	391,108				
61	268,810	309,324	391,512					0	0	0				0	268,810	309,324	391,512				

専任職本俸表

イ 基礎月額

ロ 転勤プレミアム月額(基礎月額の15%)

ハ 本俸月額(基礎月額+転勤プレミアム月額)

等級 号俸	(単位:円)							(単位:円)							(単位:円)						
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
1	201,188	243,956	305,269	363,897	399,251	457,005	487,171	30,178	36,593	45,790	54,585	59,888	68,551	73,076	231,366	280,549	351,059	418,482	459,139	525,556	560,247
2	202,546	246,013	306,951	365,120	400,421	457,502		30,382	36,902	46,043	54,768	60,063	68,626		232,928	282,915	352,994	419,888	460,484	526,128	
3	203,904	248,071	308,633	366,342	401,591	457,999		30,586	37,210	46,295	54,951	60,239	68,700		234,490	285,281	354,928	421,293	461,830	526,699	
4	205,262	250,128	310,315	367,564	402,760	458,497		30,789	37,520	46,547	55,135	60,415	68,775		236,051	287,648	356,862	422,699	463,175	527,272	
5	206,620	252,185	311,997	368,786	403,930	458,993		30,993	37,829	46,799	55,318	60,589	68,849		237,613	290,014	358,796	424,104	464,519	527,842	
6	207,978	254,145	313,679	370,008	405,100	459,491		31,197	38,122	47,051	55,502	60,765	68,923		239,175	292,267	360,730	425,510	465,865	528,414	
7	209,336	256,104	315,361	371,231	406,270	459,988		31,401	38,416	47,304	55,684	60,940	68,998		240,737	294,520	362,665	426,915	467,210	528,986	
8	210,694	258,064	317,043	372,453	407,440	460,485		31,604	38,709	47,556	55,868	61,116	69,073		242,298	296,773	364,599	428,321	468,556	529,558	
9	212,052	260,023	318,725	373,675	408,610	460,982		31,808	39,004	47,808	56,051	61,291	69,147		243,860	299,027	366,533	429,726	469,901	530,129	
10	213,410	261,982	320,407	374,897	409,779	461,479		32,012	39,298	48,060	56,235	61,467	69,223		245,422	301,280	368,467	431,132	471,246	530,702	
11	214,768	263,942	322,089	376,119	410,949	461,976		32,215	39,591	48,313	56,419	61,643	69,297		246,983	303,533	370,402	432,538	472,592	531,273	
12	216,126	265,901	323,770	377,342	412,119	462,474		32,419	39,886	48,566	56,601	61,818	69,371		248,545	305,787	372,336	433,943	473,937	531,845	
13	217,484	267,861	325,452	378,564	413,289	462,970		32,623	40,179	48,819	56,785	61,994	69,446		250,107	308,040	374,271	435,349	475,283	532,416	
14	218,842	269,820	327,134	379,175	414,361	463,468		32,826	40,473	49,071	56,876	62,153	69,520		251,668	310,293	376,205	436,051	476,514	532,988	
15	220,200	271,779	328,816	379,786	415,434	463,965		33,030	40,768	49,323	56,968	62,314	69,594		253,230	312,547	378,139	436,754	477,748	533,559	
16	221,558	273,739	330,498	380,397	416,505	464,462		33,234	41,061	49,575	57,059	62,476	69,669		254,792	314,800	380,073	437,456	478,981	534,131	
17	222,916	275,698	332,180	381,008	417,578	464,959		33,438	41,355	49,827	57,152	62,637	69,744		256,354	317,053	382,007	438,160	480,215	534,703	
18	224,274	277,168	333,862	381,619	418,650	465,357		33,641	41,645	50,080	57,243	62,798	69,803		257,915	318,743	383,942	438,862	481,448	535,160	
19	225,632	278,637	335,544	382,230	419,723	465,754		33,845	41,936	50,332	57,335	62,959	69,864		259,477	320,433	385,876	439,565	482,682	535,618	
20	226,990	280,107	337,226	382,842	420,795	466,152		34,049	42,016	50,584	57,425	63,119	69,922		261,039	322,123	387,810	440,267	483,914	536,074	
21	228,348	281,576	338,908	383,453	421,868	466,550		34,252	42,237	50,837	57,518	63,279	69,982		262,600	323,813	389,745	440,971	485,147	536,532	
22	229,706	283,045	340,590	384,064	422,942			34,456	42,459	51,089	57,609	63,427		264,162	325,503	391,679	441,673	486,269			
23	231,064	284,514	342,174	384,675	424,017			34,660	42,662	51,300	57,701	63,573		265,724	327,193	393,619	442,376	487,390			
24	232,422	286,043	343,788	385,286	425,092			34,864	42,864	51,511	57,793	63,719		267,286	328,883	395,559	443,079	488,511			
25	233,780	287,572	345,402	385,897	426,167			35,068	43,066	51,722	57,885	63,865		268,848	330,573	397,499	443,782	489,632			
26	235,138	289,101	347,016	386,508	427,242			35,272	43,269	51,933	57,976	64,017		270,409	332,263	399,419	444,484	490,753			
27	236,496	290,630	348,630	387,119	428,317			35,476	43,471	52,144	58,068	64,169		271,970	333,953	401,339	445,187	491,874			
28	237,854	292,159	350,244	387,730	429,392			35,680	43,674	52,355	58,160	64,321		273,531	335,643	403,259	445,890	492,995			
29	239,212	293,688	351,858	388,341	430,467			35,884	43,877	52,566	58,252	64,473		275,092	337,333	405,179	446,593	494,116			
30	240,570	295,217	353,472	388,953	431,542			36,088	44,079	52,777	58,344	64,625		276,653	339,023	407,099	447,296	495,237			
31	241,928	296,746	355,086	389,564	432,617			36,292	44,281	52,988	58,435	64,777		278,214	340,713	409,019	448,000	496,358			
32	243,286	298,275	356,700	390,175	433,692			36,496	44,483	53,199	58,526	64,929		279,775	342,403	410,939	448,703	497,479			
33	244,644	299,804	358,314	390,786	434,767			36,700	44,685	53,410	58,618	65,081		281,336	344,093	412,859	449,406	498,600			
34	246,002	301,333	359,928	391,397	435,842			36,904	44,887	53,621	58,709	65,233		282,897	345,783	414,779	450,109	499,721			
35	247,360	302,862	361,542	392,008	436,917			37,108	45,089	53,832	58,801	65,385		284,458	347,473	416,700	450,812	500,842			
36	248,718	304,391	363,156	392,619	438,042			37,312	45,291	54,043	58,893	65,537		286,019	349,163	418,621	451,515	501,963			
37	250,076	305,920	364,770	393,230	439,167			37,516	45,493	54,254	58,985	65,689		287,580	350,853	420,542	452,218	503,084			
38	251,434	307,449	366,384	393,841	440,292			37,720	45,695	54,465	59,076	65,841		289,141	352,543	422,463	452,921	504,205			
39	252,792	308,978	368,048	394,452	441,417			37,924	45,897	54,676	59,169	66,043		290,702	354,233	424,384	453,624	505,326			
40	254,150	310,507	369,662	395,064	442,542			38,128	46,099	54,887	59,261	66,195		292,263	355,923	426,305	454,327	506,447			
41	255,508	312,036	371,276	395,675	443,667			38,332	46,301	55,098	59,354	66,347		293,824	357,613	428,226	455,030	507,568			
42	256,866	313,565	372,890					38,536	46,503	55,309	59,447	66,499		295,385	359,303	430,147	455,733	508,689			
43	258,224	315,094	374,504					38,740	46,705	55,520	59,540	66,651		296,946	361,044	432,068	456,436	509,810			
44	259,582	316,623	376,118					38,944	46,907	55,731	59,631	66,803		298,507	362,734	433,989	457,139	510,931			
45	260,940	318,152	377,732					39,148	47,109	55,932	59,722	66,955		300,068	364,424	435,910	457,842	512,052			
46	262,298	319,681	379,346					39,352	47,311	56,133	59,813	67,107		301,629	366,114	437,831	458,545	513,173			
47	263,656	321,210	380,960					39,556	47,513	56,334	59,904	67,259		303,190	367,804	439,752	459,248	514,294			
48	265,014	322,739	382,574					39,760	47,715	56,535	60,095	67,411		304,751	369,494	441,673	460,001	515,415			
49	266,372	324,268	384,188					39,964	47,917	56,736	60,186	67,563		306,312	371,184	443,594	460,704	516,536			
50	267,730	325,797	385,802					40,168	48,119	56,937	60,277	67,715		307,873	372,874	445,515	461,407	517,657			
51	269,088	327,326	387,416					40,372	48,321	57,138	60,368	67,867		309,434	374,564	447,436	462,110	518,778			
52	270,446	328,855	389,030					40,576	48,523	57,339	60,459	68,019		310,995	376,254	449,357	462,813	519,899			
53	271,804	330,384	390,644					40,780	48,725	57,540	60,550	68,171		312,556	377,944	451,278	463,516	521,020			
54	273,162	331,913	392,258					40,984	48,927	57,741	60,641	68,323		314,117	379,634	453,199	464,219	522,141			
5																					

別表第6（第11条関係）

イ 第11条第1項第1号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
審議役、部長及び支店長並びにこれらの職員の職務と同程度の職務として役員が実施細則に定める職務を行う職	180,000円を限度として役員が実施細則に定める額
部門長及びグループ長並びにこれらの職員の職務と同程度の職務として役員が実施細則に定める職務を行う職	120,000円を限度として役員が実施細則に定める額
推進役	75,000円を限度として役員が実施細則に定める額
独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第7条に規定する専門上席参事役の職務を行う職	120,000円
職種職位規程第7条に規定する専門上席参事役補の職務を行う職	100,000円
職種職位規程第7条に規定する専門参事役の職務を行う職	90,000円

ロ 第11条第1項第2号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
独立行政法人住宅金融支援機構組織規程（平成19年住機規程第2号。以下「組織規程」という。）第22条に規定する総括の職務を行う職	20,000円
組織規程第23条に規定する業務主任の職務を	10,000円

行う職	
職種職位規程第7条に規定する専門主任調査役又は専門調査役の職務を行う職	30,000円

ハ 第11条第1項第3号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
組織規程第23条の2に規定する補佐役の職務を行う職	60,000円
組織規程第23条の3に規定する特別専任の職務を行う職	10,000円 ただし、その職務の状況に鑑みて総務人事部長が個別に認める場合にあっては15,000円
職種職位規程第7条に規定する専門上席専任役、専門上席専任役補又は専門専任役の職務を行う職	60,000円
職種職位規程第7条に規定する専門主任調査役又は専門調査役の職務を行う職	30,000円